



平成30年4月10日  
 千葉県税理士会  
 千葉西支部  
 支部長 福田 繁 男  
 〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14  
 習志野商工会議所会館2階  
 電話 047-455-8200  
 F A X 047-452-1200

「 資質向上と社会貢献 」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 240 名 (うち税理士法人 12) 準会員 1 名 計 241 名

## 確定申告無料相談 ご苦労様でした

### 平成 29 年分税理士会による無料相談実績表

会 場		相談日	従事人数	取扱件数	1人当り
無 料 相 談	勝田台文化センター	2/1・2	36	347	9.6
	習志野市消防庁舎	2/5・6	36	455	12.6
	八千代台文化センター	2/8・9	36	446	12.4
	合 計		108	1,248	11.6
市・区コーナー		2/16～3/15	90	1,772	19.7
総 計			198	3,020	15.3

### 平成 29 年分税理士記念日行事による相談実績表

会 場	相談日	従事人数	取扱件数	1人当り
習志野商工会議所 3 F	3/5	2	7	3.5



八千代台文化センター



習志野市消防庁舎

## お礼のことば



千葉西税務署長 佐伯 章二

春暖の候、千葉県税理士会千葉西支部の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

福田支部長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から当署の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年分の確定申告につきましては、皆様のご支援とご協力のお陰をもちまして、無事終了することができました。

この間、会員の皆様には、年間を通じて最も繁忙期であるにも関わらず、管内の各相談会場における「税理士による無料申告相談」の開催や「確定申告電話相談センター」への従事、さらには、「青色申告会への協議派遣」など、支部をあげて多岐にわたりご支援をいただきました。また、「マイナンバー制度」への対応やe-Taxによる「代理送信」のほか、各会場におけるパソコンを利用したICT申告の利用拡大にもご協力をいただきました。感謝申し上げます。

私ども国税組織に課された使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであります。そのため、納税者の利便性の向上に向けた様々な取り組みを進める一方で、適正・公平な賦課徴収の実現に向けて更なる努力を重ねてまいる所存であります。

しかしながら税務行政を適正に行うためには、税の専門家である皆様のお力に負うところが極めて大きいと考えております。なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。



支部長 福田 繁男

会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年分所得税確定申告無料相談は2月1日の勝田台文化センターを皮切りに、習志野市消防庁舎・八千代台文化センターの三大会場、及び美浜区役所・花見川区役所・習志野市役所・八千代市役所の各会場で開催され、無事終了することが出来ました。確定申告繁忙期にもかかわらず、延べ198名の多くの会員の皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成29年分所得税確定申告は、医療費控除制度の改正、2年目のマイナンバーの取扱いなど、例年と異なった対応が求められ、混乱が予想されましたが、大きな問題もなく行うことが出来ました。特に、無料相談会場の責任者・担当者の方、税務支援対策部の部長はじめ部員の方には大変なご苦勞をおかけしました。ありがとうございました。

ところで、税務支援事業については、平成27年度の千葉西支部規約改正により、「支部会員は、当支部及び本会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と規定され、従事義務が課せられています。ただし、支部の現状をみると会員数の減少・高齢化傾向により、今後、税務支援事業従事者が減少し、事業の遂行が困難になると予想されます。しかし、税務支援事業などの社会貢献活動は、税理士制度の信頼性を高め、ひいては税理士業務の無償独占の権利を維持していくために、必要不可欠なものと考えます。

最後に、会員の皆様には、改めて、本年度確定申告期間中のお礼を申し上げますとともに、今後の税務支援事業への積極的な参加をお願いいたしまして、お礼のことばとさせていただきます。

## 無料相談に参加して

植松 洋一

他県より異動してきてから、初の千葉県税理士会における無料相談参加となりました。2月23日と3月5日の2日間対応して来ました。

最初の日は、勝手がわからず前日まで不安でした。税理士登録時後、初めて無料相談に参加した時のような緊張感を思い出しました。当日も納税者の方の3人目くらいまでは、ぎこちなく対応していたと思います。しかし、同日対応に参加されていた税理士の先輩方や税務署の方、もちろん美浜区役所の担当の方々のご協力もあったので、後半は何とか見栄えの良い対応が出来たのではないかと思います。前日に雪が降っていた影響により、多くの方が日をずらして会場に来るのではないかと予想ほどの人数でもなかったため、焦らず出来たことも幸いでした。今回は医療費控除のための必要書類が明細書に変更になったので、その件の質問が多かったような気がします。

2回目は3月に入って最初の月曜日でしたので、かなりの混雑を予想していました。しかし生憎の雨であったため、出足は良くなかったようです。それでも途切れることなく納税者の方々が足を運んでくれたので、間延びする時間が無くありがたかったです。

かく言う私も、まだ税理士を志す前に無料相談にお世話になったことがあります。当時感じた不安を取り除くような対応を心掛けたつもりですが、どうだったでしょうか。



石原 幸雄

昨年の10月から千葉西支部にお世話になり、今回は千葉西支部の無料相談会初参加となりました。

昭和40年に税務職員となり、また、平成元年8月に税理士を開業して、立場は色々変わりましたが、50有余年確定申告に関わってきました。

私が税務職員として最初に勤務した世田谷税務署は、当時、日本一の所得税扱い署で確定申告期間中の混雑ぶりはそれは大変なものでした。

私自身は所得税の知識が心もとなく、また今回は相談会への参加が10数年ぶりということもあり、事前に支部主催の研修会に参加しました。この研修会参加で改めて勉強の機会を得られ、また年々新しい知識（特に改正関係の新旧の混同をしてはならないこと）の吸収が難しく、面倒に感じていた（税理士としてはあってはならないことなのですが）自分を見つめ直す良い機会となりました。大変感謝しております。

無料相談会は、2月中に勝田台文化センターと習志野市役所に参加させていただきました。両会場とも午前中は大変混雑しましたが、午後は比較的空いており、ゆったりと相談会に臨めました。相談内容も、私がこなせる案件で、無事に相談会を終えることができホッとしています。

普段、確定申告書の作成はソフト任せで手書き作成することはありませんが、今回相談会で実際に納税者の方の申告書を手書きする手伝いをして、納税者の方の気持ちも理解することができました。色々な面で、私にとって大変有意義な相談会参加となりました。



## 無料相談に参加して

平川 弓子

税理士登録したばかりの昨年に引き続き、今年も無料相談に参加させていただきました。昨年は「こんなひよっこの私で大丈夫なのか？」と胃痛と不安で一杯一杯だったのですが、今年は少しだけ余裕をもって相談に応じることができた気がします。

今回は事前に申告書が郵送されていないため、申告書に記名していただくところから始めなければならず、一人一人にかなりの時間がかかりました。まだ自信のない私には落ち着くための良い時間でしたが、待ち時間の間にお名前だけでも書いていただくのも一案だと思います。また案外多かったのが、医療費が10万円に届かなくても医療費控除の適用ができる方で、「来てよかった」ととても喜んでいただけました。

ただ、今回複数の相談者の方から発せられた言葉が気にかかりました。それは女性の方から言われた「昨日も来たんだけど、眼鏡をかけた男の人で、怖かったのよ」「去年は年配の男の方で、なんだかすごく怒られちゃったから、今年は来るか悩んだんだけど…」といった言葉です。私が女性であるということで安心し、つい漏れてしまった「本音」だと思われそうです。こういった相談会に来られる方には、事務所に相談に来る方よりもさらに柔軟に対応や言葉遣いを意識する必要があることを再確認させられました。

今回の無料相談会では通常の業務ではできないことを沢山学ばせていただき、とても有意義な時間となりました。ありがとうございました。

佐藤 千恵子

2月6日、初めて確定申告無料相談に参加いたしました。

手書きで申告書を作成すると聞いておりましたので、本当にパソコンなしで自分にできるのか、不安しかありませんでした。

「何かあったら手を挙げてください」という会場副責任者の方の言葉を頼りにすることにしました。

ドキドキの中、私のところへ最初にいらした方はe-Tax希望の方で、早速手を挙げますと、すぐにe-Taxのコーナーへ案内して下さいました。次の方は、事業所得でした。事業所得はないと聞いていたので、連続で手を挙げるのも気が引けましたが、恐る恐る再度呼ばせていただきました。結局、案内してしまったので、簡単にやってあげてということでしたので、初相談はこの案件となりました。

その後は、おおむね年金と給料・医療費控除でしたので、つつがなく進めることができました。

前日にいらしたものの混雑のあまり相談までたどり着けず、再度お見えになったという方が何人もいらっしゃいましたし、足が悪かったり、目が悪かったり、皆さん大変な中、これほどの熱意をもって申告なさっているのかと驚き、無料相談がとても意義あることであるとわかりました。そして、様々な方の相談に接することができ、私にとっても大変有意義な一日となりました。



ネットが便利 e-TAX  
消費税は期限内に！

## 無料相談に参加して

### 宇野 憲之

八千代台文化センターでの無料相談を担当した。

税務署で申告書を手書きしなくなってから既に久しく、税理士登録してからも申告書を手書きで作成したことはなかった。今回の相談で、申告書を手書きで作成することの能率の悪さを改めて実感した。

相談者にほぼ共通するのは、公的年金に生命保険料控除、医療費控除と電卓を叩く必要があるものばかりである。とりわけ生命保険料控除は、新旧生命保険、新旧年金保険、介護医療保険ごとに計算してメモした額を合計するという手間を要する。医療費控除にしても、単純に10万円を超えた額が控除額とはいえない人が多い。「手元にパソコンがあったらなあ」と何度も思った。

さらに、今年は税務署から申告書が送付されなくなったそうで、「去年までは書いてきたのですが、今年は何も書いていません」と白紙の申告書を目の前に出す人も。これが、能率の低下に一層拍車をかけていたように思われる。今後は筆記所を大幅に増やす必要がありそうである。

それにしても、国税庁によれば、所得税の申告におけるICTの利用割合は77%に達したというけれど、相も変らぬ申告相談の風景である。「パソコンでやれば簡単ですよ」と水を向けても「いやあパソコンはちょっと」というばかり。パソコンの時代から取り残された世代がまだ相当数もいるということであろう。現在のスマホ世代がこの年代になるまで変わらないのかなと思いながら一日を終えた。

関係者の皆様お疲れ様でした。



### 秋山 圭子

今年も目まぐるしく、確定申告の日々が過ぎていきました。そんな中、私は習志野市役所と美浜区役所の相談員として参加させていただきました。役所に相談にいらっしゃる方の大半は年金を主たる収入源とする高齢者の方です。申告義務はなくても、医療費控除や生命保険料控除などがあり、還付を受ける為に申告される方が多かったです。

困ったことは、必要書類が不足していること。申告をするためにどの書類が必要かわからないと、様々な書類を用意してくるのは良いのですが、「お知らせ」の類ばかりで肝心の源泉徴収票や社会保険の支払を証明する書類が見当たらないということもありました。厚生労働省の公的年金等の源泉徴収票は白黒で文字も小さく、高齢者の方にわかりにくいようです。何か色つきのマークがあると良いかなと思いました。

また、今年は医療費控除の領収書の提出不要についてまだ浸透していないので、丁寧に説明させていただきました。制度が変わるなら、具体的に明細の用紙を送るなど、わかるようにしてほしいというご意見がありました。相談者の方から色々な質問を受け、書類の意味を説明することは大変勉強になりました。混雑して1時間くらいの待ち時間がある中、相談者の方が熱心に申告に取り組む姿には頭がさがりました。その上、最後は感謝の言葉をいただき、大変恐縮しました。

無料相談に参加して感じたのは、「わかりやすさ」が大事だということです。税のしくみは複雑でわかりにくいことも多いと思います。

皆が気持ちよく申告できる助けになれるよう、日々精進していきたいと改めて思いました。



## 租税教室講師を担当して

### 千葉市立花園小学校他

廣 瀬 大 典

昨年 12 月に千葉市立打瀬小学校、今年 1 月に千葉市立花園小学校の 6 年生を対象に租税教室の講師を担当させていただきました。

租税教室は、「税理士の使命に基づく社会貢献の一環として、税務の専門家としての立場から、租税の意義や税理士の役割を国民に広く理解してもらうことを目的とする」ものであるとパンフレットに記載されています。

租税教室の実施回数は、平成 28 年度においては全国合計で 10,715 回です。千葉県税理士会は 222 回（小学校 99 回・中学校 69 回・高校 49 回・大学その他 5 回）です。

千葉西税務署での講師研修会にて実際の授業の様子を DVD で視聴し、また、事前に他の会員の租税教室を見学させていただきました。

小学校における「1 時間の授業」の実際の時間は 45 分ですが、その 45 分という短い時間の中で、授業の内容を小学生たちに伝えるということには時間配分の計画が必要となります。初めての租税教室では、内容を伝えることに神経を使いすぎて、時間配分に課題が残りました。2 回目の教室においては、自分も多少は気持ちに余裕ができましたので、概ね良好といえる進行であったと思います。真剣にこちらの話に耳を傾けていた児童たちに、この租税教室が少しでも「租税の意義や税理士の役割を広く理解してもらう」という目的に合致した記憶となっていれば嬉しく思います。

私はこれまで公益活動や集団活動に一切参加しない人間でしたので、大変貴重な経験をさせていただきました。今回の機会をくださいました千葉西支部の皆様深く感謝いたします。



### 八千代市立新木戸小学校

中 林 善 明

1 月 23 日、八千代市立新木戸小学校において、租税教室の講師を担当しました。私にとって小学生を前にした講義は初めての経験であり、期待と不安に胸を膨らませ担当させていただきました。

租税教室に先立ち、小学 5 年生の息子を前に予行練習をし、最初の「税金は必要か、必要ないか」という質問に対し、息子は「必要に決まってるじゃん。学校や警察なんか、全部税金でつくったんでしょ。みんな、それぐらい知っているよ」と言われ、少しイラッとしてしまいましたが、「そうだよな…」と言わざるを得ませんでした。逆に息子から「テレビでよく言っている税金の無駄遣いについて教えてよ」と言われる始末。今頃の小学生はなかなか侮れないと思い、本格的に租税教室に向けた勉強を始めました。

息子との予行練習の過程で、①税金は大切なものであることは分かっているが実感がわからない、②自分が納めた消費税について関心はあるがその制度がよく分からない、③税金が社会にとって大切なのに、学校で他の教科に比べ詳しく教わっていない、といった問題点を把握し、その解消を租税教室における柱にすることとしました。

租税教室において、まず、①の税金の重要性については、アニメ DVD「マリンとヤマト 不思議な日曜日」で、税金のある社会とない社会を対比しながら、公共サービスや公共施設が税金で賄われており、みんなが安心して暮らすためにかかせない制度が税金であることを実感していただきました。②の消費税の制度については、パネルと黒板を用いながら、納めた消費税がどのような過程を経て公共サービスや公共施設になるかを学んでいただきました。最後に③の税金を教わる機会については、今いる学校や帰宅途中の公園などの公共施設に目を向け、名も知れない誰かにより自分たちが税金で支えられ、また自分たちも納めた税金で誰かを支えていることを忘れず、常に身近な話題としてご家庭やお友達の間で話し合うことで税金について学ぶ機会が増えることをお話させていただきました。

今回の租税教室を通し、私も税制の重要性について再認識するとともに、とても貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。



## 租税教室講師を担当して

### 千葉市立小学校生徒達の笑顔

徳永 壘 人

租税教室で講師を2年間やらせていただきました。生徒達に少しでも税に関心を持ってもらえるよう、税務署でも試行錯誤で租税教室のシナリオが作られています。今年はスマホを題材に作られており、大変好評だったようです。

しかし私の授業では、あえて去年と同様のシナリオで授業をさせていただきました。その理由としては「租税教室」と聞くと、小学生には、「難しい」というイメージがあり、税に興味を持ってもらえないからです。そこをまず、楽しい授業に視点を置き、印象に残る授業にすることで、税に対して少しでも興味を持ってもらう事が狙いです。

生徒達の興味を引かせるために「1億円」を使いました。生徒達は皆、1億円に目を輝かせていました。それは先生も同様です。先生・生徒が一体となって授業を受ける事が大事だと感じました。生徒一人一人に1億円の重さを感じてもらい、間近で見ることによって、手で触る生徒もいました。実際に「見る・触れる」と記憶に残ります。

楽しい授業から、税に対して興味を持ってもらい、将来、税の使い道についてしっかり考えられる大人に成長してもらえたら嬉しいです。

未来を支えていく生徒達に微力ではありますが、税理士としてお手伝い出来た事を嬉しく思います。

## 各部だより

### 総務部

齊藤 裕介

福田支部長の執行部も2年目に入りました。引き続き頑張ってもらいますので、みなさまご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の行事予定は以下のとおりとなります。

皆様のご参加、ご協力をお願い申し上げます。

○平成30年4月25日(水)

幹事会・研修会・例会・署との連絡会

場所：モリシアホール

○平成30年6月13日(水)

第41回定期総会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

### 厚生部

大田川 智子

<行事予定>

○今年の支部親睦旅行は9月7日(金)～8日(土)を予定しております。

日程、場所は決まり次第お知らせいたします。

### 広報部

澤里 忠良

○租税教室について

・1月19日(金)、千葉市立花園小学校4クラス(113人)を2名の会員で実施。

・1月23日(火)、八千代市立新木戸小学校3クラス(100人)を3名の会員で実施。

内容は「税金はなぜ必要なのか」「税の種類と仕組み」、DVDの視聴「マリンとヤマト 不思議な日曜日」更にスマートフォンを使って児童の未来を占う中で「主な税金の種類と仕組み」などを交えて行われました(占いは大変好評でした)。

担当していただいた会員の皆様、お忙しい中ご協力ありがとうございました。

○原稿依頼について

次号は「定期総会特集」号として「表彰受賞者の言葉」を予定しております。原稿依頼が届きましたらよろしくお願いいたします。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

## 綱紀監察部

酒井和雄

財務大臣による税理士に対する懲戒処分の場合でも名義貸しに係る懲戒処分件数が増加している。その理由としては、税理士自らが自らの判断で税務書類を作成していないものその内容について検算・確認しているという自覚から、税理士自身に名義貸しをしているという意識が薄く、「名義貸し」について自分なりの誤った解釈をしている場合が多いと考えられる。

日本税理士連合会は、名義貸し行為の指標（メルクマール）として、次の3点を挙げている。①税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。②税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。③税理士が報酬を納税者から直接受けていない。また、これ以外に名義貸し行為に繋がるケースとして次の2点を挙げている。①税理士業務に従事している者と税理士との間に直接雇用関係がない。②税理士事務所の施設について、その税理士との間に所有関係又は賃貸借関係がない。

どのような行為が名義貸し行為に該当するか一律に線引きすることは非常に困難であるが、判断に迷ったときは税理士法第1条（税理士の使命）を念頭に良識ある判断と行動をお願いしたい。

## 経理部

菊池浩

### 1. 確定申告無料相談の謝金の振込時期

平成 27 年までは 5 月下旬に振込していましたが、振込額等のチェックを 6 月上旬に行うことにしたため、平成 28 年からは 6 月上旬に振込いたします。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

### 2. 会費の納入について

①口座振替の方は、4 月 25 日の午後 3 時まで、1 回払の方は 142,000 円を、2 回払の方は 71,000 円を引落口座にご用意ください。振替日は 27 日であり、ご用意いただく期限は金融機関によって異なりますが、2 営業日前の午後 3 時までであれば確実です。

②口座振替以外の方には振込をお勧めします。平成 31 年までは従来の要件を満たした振込には 2,000 円または 1,000 円の振込手数料相当額の控除が適用されます。しかし、平成 29 年からの現金持参にはこれが適用されません。

### 3. 会費の口座振替のお勧め

お申込みが未了の方は、ぜひご検討ください。今年の 10 月または来年の 4 月からご利用のお申込みを受け付けています。口座振替依頼書が必要な方、記入方法が不明な方はお気軽に事務局までご連絡ください。よろしく申し上げます。

## 続・ちやうどの掲示板

### 検査院が・・・

会計検査院の平成 29 年度報告書によると、相続税に関する租税特別措置法の特例適用による税収の減少は平成 28 年度の見込額で 2,110 億円（30 年相続税収見込額 2 兆 2,400 億円の約 9.4%）であり、この内 63%に相当する 1,350 億円が小規模宅地等の特例適用によるものと指摘しています。

さらに、同報告書では小規模宅地等の特例適用を受けた宅地の申告期限後 3 年以後の譲渡について、小規模宅地等の特例による 80% 又は 50%の減額を受け、さらに譲渡所得の金額の計算上取得費加算の適用により税負担軽減の恩恵を受けていると報告しています。

小規模宅地等の特例制度は、事業又は居住の継続のために欠かすことのできない資産への配慮として設けられたものですが、会計検査院はその政策目的に沿ったものとなっていないと懸念されると懸念を表明しています。

ここで、このような現状に鑑みて将来的には小規模宅地等の特例制度の見直しが勧告されることも想定されます。もし、将来的に大幅な見直しが提言され、税制改正に取り込まれることとなった場合の衝撃の大きさは、想像もつきません。

平成 30 年度税制改正において、小規模宅地等の特例制度に関して「非同居の親族が取得した被相続人の居住用宅地等」について孫や同族会社などに自分の住まいを移転させて小規模宅地等の特例適用を受ける節税を封ずることとし、さらに金融資産を貸付物件の購入にあてて税負担を引き下げている場合には、貸付事業用宅地等から除くこととしました。

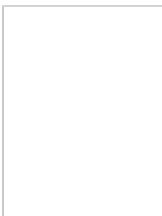
相続税の改正が節税封じとのイタチごっこをしているのを見ると悲しくなるのは私だけでしょか？

（千葉県税理士会千葉西支部特別会員 岩下忠吾）



# 会員の異動

## ○新入会員

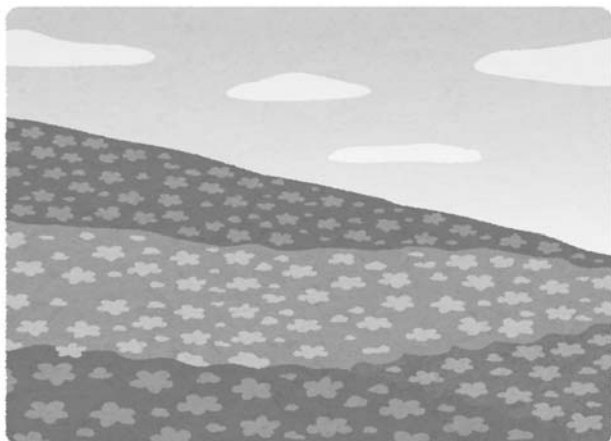


平澤 智彦  
 29 年 12 月 19 日 (新規入会)  
 昭和 59 年 8 月 18 日生  
 習志野市津田沼 7 - 1 - 9  
 平澤規雄税理士事務所  
 TEL 047 - 454 - 6433

苅田 吉富  
 30 年 1 月 30 日 (東京会より)  
 昭和 24 年 12 月 9 日生  
 千葉市稲毛区長沼原町  
 317 - 1 - 7 - 505  
 TEL 043 - 256 - 6269

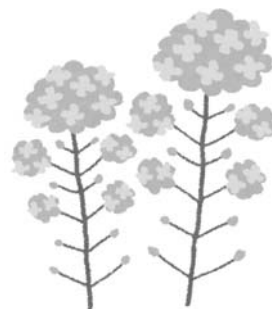
駒井 栄次朗  
 30 年 3 月 20 日 (東京会より)  
 昭和 49 年 12 月 3 日生  
 習志野市谷津 1 - 11 - 8  
 坂東ビル 2 A  
 TEL 047 - 470 - 5272

岸 知史  
 30 年 3 月 22 日 (新規入会)  
 昭和 50 年 3 月 18 日生  
 千葉市花見川区浪花町  
 953 - 5 - 208  
 TEL 043 - 275 - 3098



## ○退会会員

鈴木 功三 30 年 3 月 29 日 (業務廃止)  
 柏谷 悦子 30 年 3 月 31 日 (業務廃止)  
 濱田 豊子 30 年 3 月 31 日 (業務廃止)  
 平澤 れい子 30 年 3 月 31 日 (業務廃止)



## 編集後記

例年のことながら、年末調整・確定申告  
 ・無料相談と年末年始を気忙しく過ごし、  
 気が付けば桜の季節です。芭蕉の句に『さ  
 まざまのこと思い出す桜かな』とありますが、  
 皆様の桜に思う情景は何でしょうか？  
 私は亡き父を病院に見舞った日の桜を思  
 い出します。

中谷久仁子

# 日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで45周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

## 税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

## 不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社 日税不動産情報センター

## 生命保険

- ・がん保険・医療保険  
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

## 生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険  
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ®



株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社 日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F